

第二名神高速道路建設に関する意見書

関西・中部の二大都市圏を結ぶ第二名神高速道路は、第二東名高速道路とともに我が国の骨格を成し、既存の名神高速道路とともに互いに補完し合いながら交通機能を分担する新たな国土軸であり、その整備に多大なる期待が寄せられている。

しかし、昨年12月の国土開発幹線自動車道建設会議においては、第二名神高速道路の天津―城陽間と、八幡―高槻間を抜本的見直し区間とされ、一旦施行命令が出されたにもかかわらず改めて再検討を行なうという方針転換がなされ、沿線地域では困惑と落胆をせずにはいられない状況にある。

よって、政府・国会におかれては、国及び地方の健全な発展と、信頼性高い高速道路ネットワーク構築のために、第二名神高速道路が欠くことのできない道路であることを深く認識され、下記事項について実施されることを強く要望する。

記

- 1、直ちに抜本的見直し作業に着手し、速やかに完了すること。
- 2、見直しの結果を踏まえ、遅滞なく国の責任において整備すること。
- 3、とりわけ関西文化学術研究都市への高速道路ネットワークとなる城陽―八幡間については、速やかに整備すること。

可 決

自衛隊の多国籍軍参加に反対し、直ちにイラクからの撤退を求める意見書

国連安全保障理事会はイラクに関して新しい決議を採択した。この決議には、国連主導の枠組みでのイラク復興支援と、イラク国民の意思に基づく新政府の樹立という国際社会の願いが反映されている。同時に決議では、米、英の占領軍を「多国籍軍」と名称を変更して、期限を示してイラクへ駐留することを決定した。

この間、イラクでは米、英を中心とした占領軍と、抵抗する勢力との武力衝突が繰り返し発生している。イラクの真の復興のためには、全ての外国の軍隊が撤退することが不可欠で、そのために必要な措置がとられなければならない。しかし、小泉首相は日米首脳会談において「多国籍軍」への参加を表明した。これは明白な憲法違反であり、断じて認められない。よって下記の点について、実現されるよう要望する。

記

- 1、「多国籍軍」に自衛隊を参加させないこと。
- 2、イラクから自衛隊を速やかに撤退させること。

否 決

意見書(要旨)

賛成、反対の討論を展開

2件を可決し、関係機関へ送付

地方分権を確立するための三位一体改革の実現を求める意見書

平成16年度における国の予算編成は、三位一体改革の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、市町村の財政運営の基幹たる財源である地方交付税等の地方一般財源の大幅な削減が行われたが、これは国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、地方公共団体の行財政運営の実情を踏まえたものとなっていないことは誠に遺憾である。

特に、平成16年度の税源移譲については、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲が先送りされ、命綱である地方交付税等の地方一般財源の削減のみが突出した対策は、本市の行財政運営に致命的な打撃を与え、市民生活及び地域経済に多大な影響をもたらす事態を招来している。

よって、政府及び国会においては、2年目を迎える三位一体改革が地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革となるよう、以下の事項についてその実現を強く求める。

記

- 1、地方交付税制度については、財源保障及び財源調整の両機能を堅持し、地方の実情等を十分踏まえ、その所要総額を確保すること。特に、地方交付税総額は、平成15年度以前の水準以上を確保すること。
- 2、税源移譲については、平成17年度において基幹税による3兆円規模の税源移譲を先行決定し、実施すること。
- 3、国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿った廃止・縮減を行うとともに地域の実態を踏まえ、単なる地方公共団体への負担転嫁は絶対行わないこと。
- 4、三位一体改革に当たっては、全体像と工程表を早急に示し、地方公共団体の意向を尊重し行財政運営に支障が生ずる事がないよう対処すること。

可 決

ちよつと一息…… 議会のしくみについて説明します。



定例会・臨時会

市議会には、定例会と臨時会があり、ここで市及び議会の意思を決定します。定例会は、地方自治法で年4回以内と定められています。京田辺市では、年4回開きます。臨時会が必要に応じて開く議会です。

議会の招集

議会の招集は、市長の権限です。また、議員定数の4分の1以上の者から招集の請求があった場合には、市長はこれを招集しなければなりません。

会期の決定

会期(定例会の会議を行う期間)を決めるのは、議会の役割で、会派から選ばれた議員によって構成される議会運営委員会

討 論

議案について、賛成か反対の意見を戦わすことをいいます。反対と賛成を交互に行います。ただし、いずれか一方だけの討論もあります。

請願の審査

議会に提出された請願は、委員会に付託し、審査を行います。また、陳情・要望については、写しを議員に配布しています。

動 議

一定の事柄を議題とすることを求める議員の提議のことをいいます。動議には、議題とすることを求めることについて、文案を備える必要がある条例案、予算の

継続審査

議会の会期中に審査を終了することが困難な場合に、議会の議決によって、閉会中も引き続いて委員会審査することをいいます。

決 議

法律的效果をもつ議決と異なって、議会の事実上の意思決定をいいます。

附帯決議

議案を議決するにあたって、議会の希望意見として付するものをいいます。法律的效果ではなく、政治的に尊重されるべきものとされています。

用語の解説

趣旨採択 (1面3段目他)
市民から出された請願に対する議会の意思決定のことで、その請願の願意については十分に理解できるが、市の財政事情等から当分は願意を実現

指定管理者制度

(2面左2段目他)
多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公施設の管理に民間の能力を活用することで、市民サービスの向上と経費の削減



成年後見制度

(5面8段目)
痴呆症の方、知的障害



のある方、精神障害のある方など判断能力の不足な方は、財産管理や福祉サービスについての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であるため、このような方々を保護し支援する制度のこと。また、このように本人に代わって法律行為を行う人を成年後見人という。